官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産三）　一
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（同四）　二
〔その他告示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁三）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効・失効取消、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　三六

会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和